

# 各地の便り

## 栃木県における畜産環境対策の現状と今後の対策

栃木県農務部畜産振興課

### 1. 畜産の概要

本県の農業は、恵まれた土地、気象条件等を生かして、県内はもとより首都圏等への食料供給基地として重要な役割を担っており、米麦、園芸、畜産の調和のとれた首都圏農業を推進している。

平成10年度の農業粗生産額は、2,667億円(全国第14位)であり、主な部門別構成割合は、米34%、畜産29%、野菜24%となっている。うち、畜産の粗生産額は、777億円(全国第10位)であり、畜種別構成割合は、乳用牛38%、肉用牛23%、豚22%、鶏17%と乳用牛の占めるウエイトが高い(生乳生産では全国第2位)。

### 2. 畜産環境問題の発生状況

畜産経営に起因する苦情発生件数は、県全体ではここ数年約50~60件で推移している。10年前(平成元年)及び20年前(昭和55年)に比べ総苦情件数は減少しているが、これまでの畜産農家の減少率を考慮すると最近の苦情発生率はむしろ増加傾向にある。平成11年度の畜種別で見ると、乳用牛が約5割と最も多く、次いで豚が約3割で、乳用牛と豚で8割以上を占めている。種類別では、悪臭が6割以上と最も多く、次いで水質汚濁、害虫発生となっている。(表1、2)

表1 畜種別苦情発生件数(単位:件、%)

区分	昭和55	平成元	平成9	平成10	平成11
乳用牛	38 (28.6)	25 (27.5)	27 (47.4)	26 (51.0)	30 (49.2)
肉用牛	8 (6.0)	37 (40.7)	9 (15.8)	4 (7.8)	5 (8.2)
豚	71 (53.4)	19 (20.9)	11 (19.3)	15 (29.4)	20 (32.8)
採卵鶏	13 (10.0)	9 (10.0)	10 (17.5)	6 (11.8)	5 (8.2)
ブロイラー	3 (2.3)	1 (1.1)	--	-- (1.6)	1
その他	--	--	--	--	--
計	133 (100)	91 (100)	57 (100)	51 (100)	61 (100)

資料:畜産振興課調べ

表2 苦情の種類別発生件数(単位:件、%)

区分	昭和55	平成元	平成9	平成10	平成11
悪臭	87 (65.4)	69 (75.8)	43 (75.4)	40 (78.4)	39 (63.9)
水質汚濁	37 (27.8)	18 (19.8)	6 (10.5)	14 (27.5)	18 (29.5)
害虫発生	52 (39.1)	12 (13.2)	9 (15.8)	7 (13.7)	11 (18.0)
		4	1		

その他	--	(4.4)	(1.8)	--	--
計	133	91	57	51	61

資料：畜産振興課調べ

※件数は重複カウントあり

### 3. 畜産環境対策の実施状況

#### (1) ハード事業の取組状況(平成12年度)

##### 【1】資源リサイクル畜産環境整備事業(国庫・公共)

- 事業主体：(財)農業振興公社、農協等
- 補助率：基盤整備75%(国50%、県25%)、施設整備70%(国50%、県20%)、機械整備50%(国50%)
- 実施地区：1地区

##### 【2】資源循環型畜産確立対策事業(国庫・非公共)

- 事業主体：市町村、農協、営農集団等
- 補助率：施設60%(国50%、県10%)、機械50%(国50%)
- 実施地区：10地区

##### 【3】畜産環境改善緊急対策事業(県単)

- 事業主体：営農集団
- 補助率：50%
- 実施地区：12地区

##### 【4】畜産環境整備リース事業

- 借受団体：経済連、県酪連、開拓連、県配合飼料価格安定基金協会
- 実施件数：60件(予定)

#### (2) ソフト事業の取組状況

##### 【1】堆肥利用推進協議会の設置

全国段階の堆肥センター協議会の設立に併せて、県としても今年度堆肥利用推進協議会を設置する計画である。本協議会の活動内容としては、堆肥センター相互間の情報交換、堆肥の流通促進方策の検討、堆肥の需給調整等を予定している。

##### 【2】堆きゅう肥生産者、利用者リストの作成及びホームページの作成

堆きゅう肥の広域的流通を促進するため、生産者と利用者のリストからなる堆きゅう肥需給マップを作成するとともに、インターネットのホームページを作成する計画である。

#### (3) 組織体制の見直し

本県農務部は、今年度大幅な組織改編がなされた。本庁は、総務企画、経営技術、生産振興及び農村振興の4部門に統括し、7課1室の新体制に再編された。一方、出先機関は、従来の農政事務所、農業改良普及センター、土地改良事務所が県下8カ所の農業振興事務所に統合された。また、家畜衛生研究所と4カ所の家畜保健衛生所が3カ所の家畜保健衛生所に統合された。

特に、畜産環境関係の部署としては、畜産振興課の中に新たに環境飼料担当が新設された。また、畜産試験場畜産技術部の中に畜産環境研究室が新設され、研究員1名増員された。

#### (4) 特徴的な取り組み

【1】 K市では、平成8年度から畜産農家、農協、試験研究、普及、行政機関等からなる家畜ふん尿対策プロジェクトを設置し、酪農のスラリー対策等の現地実証試験を実施し、土壌脱臭を組み合わせたスラリー曝気方式とハウス発酵乾燥方式の実用性を確認した。

【2】 T町では、生ごみと家畜ふん尿を一体的に処理する有機質リサイクル施設「T町土づくりセ

ンター」を農林水産省と環境庁の補助事業を活用して建設し、平成12年4月から稼働している。

#### 4 今後の畜産環境対策の方向

昨年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、平成16年11月までに家畜排せつ物処理の施設整備を計画的に推進する必要がある。

本県では家畜排せつ物法第8条に基づく県計画を今年6月に制定したところであるが、今後各市町村に対しても同様の施設整備計画の策定を指導し、それぞれの地域や畜産農家の実情に応じた施設整備を図っていく考えである。

家畜排せつ物処理施設の整備は、原則的には畜産農家自らが行うものであるが、不採算部門である施設整備は経営を圧迫することも懸念されることから、周辺畜産農家等との施設の共同利用や広域的な堆肥センターの整備を推進する。また、家畜排せつ物と生ごみ等の地域有機質資源を一体的に処理利用する取り組みについても推進していく。

家畜排せつ物を堆肥化し有効活用することは、土づくりを基本とする環境保全型農業を推進する上で重要であり、農業の持つ自然循環機能の維持増進にもつながるものである。家畜排せつ物法の施行に伴い今後堆肥化施設が着実に整備されることが予想されるが、生産された堆肥の利用促進が最も重要な課題であり、畜産農家と耕種農家の連携による環境と調和したリサイクル農業の確立を目指していく。



写真1 ハウス発酵乾燥施設(N町酪農)



写真2 環境美化の取組み(N町酪農)